
QA29 福島の甲状腺検査では、「5.0mm 以下の結節」が認められた子どもについて、原則として「二次検査不要」として次回検査まで経過観察するとしています。こうした判断はどのように決めたのですか

「甲状腺超音波診断ガイドブック改訂版第 2」（南江堂 2012 年発行）に準じて対応しています。

5.0mm 以下の結節はのう胞（体液の貯まった袋状のもの）と区別がつかないものが多く、超音波所見上良性と判断されています。のう胞で 20.1mm を超えるものは、のどへ圧迫症状が出る可能性があります。こうしたことを背景として、県民健康調査の甲状腺検査では、甲状腺がんの臨床特徴を理解している甲状腺学会その他専門医からなる外部の甲状腺専門委員会の検証を受けて判定基準を決定しています。

なお、A2 判定となる 5.0mm 以下の結節であっても、次回（2 年後）の甲状腺検査まででは間隔が空きすぎると判断した場合には、二次検査を要する B 判定での通知をしております。こうした判定については、複数の専門医からなる判定委員会で行っております。

こうした小さな結節やのう胞は、超音波検査機器の進歩により探知できるようになったものであり、通常の診療でも、その存在自体が異常あるいは治療を要する所見とはされておりません。

出典：福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センターウェブサイトより作成

出典の公開日：2015 年 3 月 31 日

本資料への収録日：2015 年 3 月 31 日